

生命観の混迷をめぐる倫理的考察

近 藤 剛

1. 混迷する現代の生命観

生命は自分の力で獲得されたものではない。あくまでも、それは与えられたものである。授けられた命に感謝しながら生を全うする、これが人間の道理なのではないか。そのような意味で、人間の命は偶然的であり、生は運命的なのである。つまり、それらは人智を超えており、掌中に収めることはできず、決して思い通りにはならない。予測不能にして圧倒的にもたらされる被贈与性にこそ命の尊厳と生の神秘が宿るのではないかと、筆者は考えている。したがって、生命は所有するものではなく贈与されたものとして捉えられるべきである。命は粗末にされてはならないし、生は蔑ろにされてはならない。本人によっても他人によっても、そうである。しかし、このようなシンプルな生命観は、現代社会において無力である。

かつては、命も生も天からの授かりのものであると考えられたために、たとえ自分にとって不本意なことが起こったとしても、期待が裏切られるような事態になったとしても、半ば諦念の境地に立って、認容するしかなかった。しかし、是が非でも願いを叶えたい、望みを実現したいとする衝動は人間の中で根強くあり、それはまた様々な技術革新を引き起こす原動力となって、文明の形成を力強く牽引してきた。いわゆる欲望というものは文明の進展において潤滑油の役割を果たし、それなりになくてはならないものだが、無制限に垂れ流されたままだと、やがて暴走を引き起こすきっかけになる。

今や、私たちは生命を技術的にコントロールできる高みに立った。需要と供給の関係が成り立てば、生命といえども商取引の対象になり得る。欲望と技術が癒着し、これまでにできなかったことが可能になると、そこには大きな利害が生じる。利害への固執は、倫理など平気で踏み越える。はっきり言って、生命の操作をめぐる問題は、もはや倫理の射程圏から遠く離れており、単純にマーケットの課題となっている。いわゆる「人体部品産業」など、その典型であろう。例えば、アンドリュー・キンブレルは次のように主張している。「いわゆるバイオエシックス（生命倫理）を標榜する人たちでさえ、多くは生命の操作や売買の新展開に対して、それがどれほど疑わしいものであっても、ノーといえる強さをもちあわせていないように思える。そうした倫理信奉者たちは、ヒトの胚のクローン化や、ヒト遺伝子の動物への無制限の導入、胎児組織の規制なき利用といった、議論の余地がきわめて大きい先進技術にさえも賛成している。彼らは考えの及ばない問題をうまくやり過ごし、そのうち少し議論が可能になり、やがて「まあいいだろう」となって、ついには当たり前のものであるという一連の流れに手を貸しているように思える。私たちの倫理は急降下しているのである」¹⁾

技術の向上は私たちに便利さと快適さを与えてくれるが、それまで予想もしなかったような困

1) アンドリュー・キンブレル著、福岡伸一訳（2011年）『すばらしい人間部品産業』講談社、16ページ。

難な問題も突きつけてくる。できないことができるようになったことで、私たちの悩みは確実に増した。考えなくてもよかったことを、切実に考えねばならなくなった。

本稿では、生命の価値が効率性と採算性で決められてよいのかどうか、改めて考えてみたい。生命倫理の議論は技術の進化と現実の変化に対して後追いではないのかもしれないが、それでも追いかけていくことに意味はあるだろう。人智の範囲内で生命をコントロールできると考える現代人の過信が、人間の在り方そのものを変えていつている。これは、ただ傍観されてよい一過的な傾向ではない。無思慮に放置したままだと、やがて人間の社会を破壊し尽くすことになるだろう。以下では、そのような危険性について考察する。

2. 生殖革命の進行

生命に関わる技術的躍進の事例として、生殖技術（Reproductive Technology）を取り上げてみよう。生殖技術とは、精子、卵子、受精卵を体外に採り出し、培養したり凍結保存したりする技術のことであり、人工授精²⁾といった不妊治療や着床前診断（Preimplantation Genetic Diagnosis）といった胎児診断などを可能にする。もはや私たちは、妊娠するにあたり必ずしも性交を必要としない。実際のところ、精子の提供³⁾と簡単な注入器があれば、人工授精は可能なのであり、敢えて不遜な表現を用いると、処女懐胎は実現できる。しかも、この技術は不妊治療のみを目的としておらず、例えば、家畜の種付け、養殖漁業、稀少動物の種の保存にも用いられており、私たちの問題意識とは裏腹に、日常的に実用化されている。

ところが、人間の誕生に関わる生殖技術は、これまでになかった困難な問題を引き起こしている。つまり、生殖技術は性と生殖を分離させることによって、社会的な家族関係を根底から変化させる状況を作ってしまったのである。例えば、母子関係を見てみよう。これから母親と呼ばれる存在は、卵子を提供した母親（遺伝的な意味での母）、妊娠し出産した母親（代理的な意味での母）、養育していく母親（社会的な意味での母）の三段階に分離される可能性がある。一人の子供に三人の母親がいても不思議ではなくなる。父子関係については、どうだろうか。精子を提供した父親（遺伝的な意味での父）、養育していく父親（社会的な意味での父）の二段階に分かれることがあり得る。一人の子供に二人の父親がいることになる。こうした事態は理解できるが、すんなり納得できるものではない。なぜなら、殊更に人間関係を複雑化し、家族関係を分解するからである。

ある女性Aは自分の母親Bに代理出産を依頼し、子供Cを授かることができた。この場合、CはAの子であると同時に、Bから生まれたことによってAの兄弟姉妹にもなる。Bからすれば、Cは自身の子であり孫にも相当する。Cが成長した時、どのような説得的な説明ができるのだろうか。ある女性Dは夫Eの父親Fから精子の提供を受けて出産した。生まれた子供Gの遺伝的な

2) 人工授精とは、精液を人為的に生殖器へ注入することによって妊娠を可能にする生殖技術のことである。一般的に、この方法が用いられるのは、精子の運動性や数に問題がある場合、性交障害がある場合、女性生殖器の狭窄がある場合などとされる。

3) 精子の提供は、配偶者間人工授精（AIH：Artificial Insemination by Husband）と非配偶者間人工授精（AID：Artificial Insemination by Donor）に区別される。後者の場合には、代理母出産と同様の倫理的な問題が生じる。あるいは、精子提供の商業化という問題も起こる。ハーマン・ミュラーによって提唱された精子バンクは、その代表と言えるだろう。この施設では、ドナーから採取した精子が液体窒素で凍結され、格納保存されている。希望者は、リストから選んで精子を買うことができる。これが引き起こすのは、デザイン・ベビーの問題である。

父親はFであり、育ての父親はEである。Eにとって、Gは自身の兄弟姉妹であり、養育すべき子でもある。Gが成長した時、自分の祖父Fの精子提供による出産であったと説明できるのか。実の祖父と実の母親の関係に対して、違和感がないとは言えないだろう。Gの自己理解の仕方も懸念されるし、Eの納得の仕方も厳しいものになるのではないかと。また、代理母に妊娠と出産を依頼したものの、子供が生まれた後で、産みの母親の立場から親権を主張し、引き渡さないというトラブルもある。生まれてきた子供がダウン症であることが分かったと、受け取りを拒否したというケースもある（依頼した夫婦は拒否していないと主張し、生まれた子供は代理母との間で争議的となっている）。あるいは、人身売買を目的とした「赤ちゃん工場」が貧困国で摘発されるケースも多々ある。このような摘発は氷山の一角であり、大規模な人身売買のマーケットが広がっているという指摘もある⁴⁾。極貧の家庭において、両親がまだ幼い娘を代理母として業者に引き渡し、その見返りに僅かな報酬を得るという話は一般的に聞かれる。その見返りによって、家族が辛うじて養われているという側面もある。世の中、買い手がいれば、売り手も出てくる。どのようなものであっても、商売の対象になる。それは悲劇的であるが、歴史的にも現実的にも珍しくはない。また、財産を相続する跡取りがたくさん必要であるという理由から、一人の男性が複数の代理母と契約して、十数人の子供を得るという不可解なケースもある。筆者が驚愕したのは、受精卵を女性脳死体の子宮に注入して子供を産ませるという極端な事例である。これらの事例は全て報道されており、その経緯についてはインターネットで検索すればすぐに分かる。

ロビン・ベーカーは、実に恐ろしい指摘を行っている。「精子卵子取引所の原型のような組織は、米国ではすでにインターネット上で稼働している。卵子や精子の注文を受け付け、代理母を斡旋する組織だ。つまり、コンピューター端末さえあれば世界中どこにしようと、こうした情報にアクセスできるのだ。生殖レストランが実現される日は遠くない。人々は食事のメニューやワインの銘柄を選ぶように、コーヒー片手の気軽さで、生殖方法を選択するだろう」⁵⁾。このような生命をめぐる技術の発達と、その商業的な転用に対して、法律的な整備が追いついていない現状の危うさを指摘しておきたい。この問題に関しては国内のみならず、グローバルに対応できるような法整備と、そのための合意形成が早急に求められる。筆者は、子供の誕生を切実に願い、不妊治療に努める人々の思いを尊重したい。そうした人々の子供に対する愛情も本物であると信じたい。しかしながら、あまりにも不自然な要求が複雑怪奇な人間模様を作りつつあることに疑問を感じている。果たして、何がどこまで許されるのか。

3. 出生前診断の行方

次に、胎児診断についてであるが、出生前診断（Prenatal Diagnosis）という方法がある。これは超音波画像診断、羊水穿刺、絨毛採取などの検査によって、母体の中で生育している胎児の健康状態を知ることができるもので、分娩方法や出生後の医療的処置を適切に検討するために役立つ。これらは基本的に、妊娠22週未満に検査結果が出ることを前提として行われるので（超音波検査は随時可能）、胎児の疾患が発見された場合、そのまま妊娠を継続するのか、あるいは中

4) 例えば、スコット・カーニー著、二宮千寿子訳（2012年）『レッドマーケットー人体部品産業の真実ー』講談社を参照されたい。

5) ロビン・ベーカー著、村上彩訳（2000年）『セックス・イン・ザ・フューチャーー生殖技術と家族の行方ー』紀伊国屋書店、230ページ。

絶するのか、どちらかの判断材料になる。

この診断行為の意味するところは重大であって、障碍や治療困難な病気に対する私たちの意識を鋭く問うことはもちろん、子供の選別という優生学的な判断を助長することにつながるのではないかと危惧される。疾患が発見されても尊い命に他ならないのであり、決して放棄されてはならないというのが全くの正論であるとしても、筆者自身が当事者になった場合、その判断をめぐっておそらく焦心苦慮し、懊悩煩悶するであろう。倫理の議論の難しいところは、客観的には正論が言えたとしても、主体的な判断や現実的な対処をめぐっては、それほど模範的にはいかないところである。つまり、規範に対して歪みが生じる——頭では理解できていても、実際にはどうにもならないことがある——。この歪みが人間的な、あまりにも人間的なベースを醸し出すのであろうか。そのような自覚が持たれずに行われる倫理談義は、どれほど立派な体裁を整えていようと偽善的になることがあると、深く自戒を込めて主張しておきたい。

4. 中絶する権利

生殖医療の技術的な進歩、性道徳をめぐる認識の変化、女性の権利意識の向上などが、人工妊娠中絶の合法化に拍車をかけている。これまでは、人工妊娠中絶を合法化する理由として、妊娠の生命や健康が危険に晒された場合、子供が重度の障碍（先天性異常や遺伝性身体疾患など）を負って生まれることが予見された場合、レイプ犯罪によって妊娠させられた場合、養育するのが困難なほどに貧困である場合などが挙げられ、やむを得ない事情によって行われると理解されてきた。しかし今日では、妊娠初期の一定期間内であれば、理由を問われることなく人工妊娠中絶が可能となった。しかもそれが自己決定権に基づく当然の権利であると積極的に容認されることとなった。この成りゆきに対して、筆者は深い憂慮を覚える。

例えば、イギリスでは1967年に、フランスでは1975年に、イタリアでは1978年に、妊娠70～90日以内のどこかに枠を設けて、期限規則型の人工妊娠中絶が合法化されている。ここからは生命と見なされ、ここまでは生命と見なされない、言わば生命の線引きが行われている。そうした出生に関わる期限の算定とは、果していかなる妥当性を有するのか。このような形での人工妊娠中絶の自由化は、本当に許されるのだろうか。恣意的な理由であっても、その時の都合で身勝手に捨て去ってしまえる命とは、いったい何なのか——妊娠中絶によって掻き出された胎児なるものは、単なる医療廃棄物として扱われる——。

1994年の国連人口・開発会議（カイロ）、さらに1995年の第4回世界女性会議（北京）において、「生と生殖に関する権利」（Reproductive Rights）が承認されている。これは、もともと女性の権利を侵害するような強制的な人口政策（人口爆発を抑止するための産児制限など）の是正をめぐる議論に端を発していたのだが、子供を産むのか産まないのか、いつ産むのか、何人産むのかを自己決定できる自由が強調されたことにより、産むのか産まないのかは当然、女性の権利であるという主張を過度に擁護することにつながっている。命を育むという神聖なる責務について、「私の自由だ」、「私の権利だ」、「私の勝手だ」と叫ばねばならない精神状況とは何なのか。新しい命について、要るとか要らないとか主張することが、自立した女性の解放にどのようにつながるのだろうか。女性にとっても、男性にとっても、不幸な時代なのではないか。

5. 臓器移植の正当性

世界初の心臓移植手術が南アフリカの医師によって行われたのが、1967年のことであった。それ以降、臓器移植（Organ Transplantation）の技術的展開には目覚ましいものがある。臓器移植とは、臓器の機能が不全状態に陥った場合、他の個体の臓器と入れ換える技術のことであり、異種間移植（ブタやヒトなどの動物から人間へ）と同種間移植（人間から人間へ）に区分される。同種間移植は生体移植（腎臓、肝臓、肺など）と死体移植（腎臓、脾臓）によって行われてきたが、今日では、それらでは不可能だった臓器の移植もできるようになっている。それが脳死（Brain Death）判定による臓器移植である。語弊があるかもしれないが、臓器の移植をより推進するために、脳死という新しい死の判定が導入されたと言えるだろう。

思考・意識・感覚を統御する大脳、運動・平衡を統御する小脳、心拍・呼吸・体温調整といった生命活動一般を統御する脳幹のうち、大脳と小脳が完全に（あるいは著しく）機能停止した状態を植物状態と呼ぶ。植物状態では、脳の三部分のうち脳幹だけは機能しているので、生命活動は持続される。したがって、食物、栄養分、水分を与えれば、生存の状態は長期にわたり維持される。これに対して、大脳、小脳、脳幹の不可逆的な機能停止を脳死状態と呼ぶ。全脳の動きが途絶しているのであるから、いずれは確実に死に至るわけだが、人工呼吸器の装着によって数日間、心肺機能が維持される。移植の成否は臓器そのものの鮮度に影響を受けるところがある。つまり、心停止してしまった状態であると、臓器には酸素が不足して、障害が起りやすくなる。要するに、移植することが難しくなる。しかし、脳死状態であれば、拍動中の心臓であっても摘出することができる。言わば、脳死状態での摘出は鮮度の高い臓器の提供に資するのである。

これは臓器提供を必要とする多くの患者を救う夢のような技術であり、今後のさらなる進展が期待されるところである。しかし、問題点も少なくない。そもそも、人間が死につつあるプロセスとしての脳死の状態と、既に死んでしまった死体の状態とは、全く別の事態なのではないか。脳死者は数日間まで心停止し確実に死に至ると考えられているが、それは絶対的に確定できることなのか。あるいは、臓器を提供するドナーの大半が生活上の困窮者であるという実態がある。つまり、富裕者が貧者から一方的に買い上げるという構図になっていないだろうか。臓器提供というある種の商取引では、ドナーとなる貧困者からの搾取という側面が認められないだろうか。もちろん、明確な禁止立法がなく、需要と供給の関係が成り立っており、対価が正当に支払われるのであれば、臓器の売買といえども何ら問題なく許されるという立場もある。生命功利主義（人間の究極的な目的は快樂の増進）、物的人体論（人体は利用・交換可能な物）、自己決定権（自分の臓器を売る権利）の観点から、人間の生存可能性をできる限り拡張するという意味において、臓器売買の正当性を主張することもできる。資源として価値あるものは全て商品になるのだから、テクノロジーとマーケットが人体の資源化と商品化を進めても何ら不思議ではない。例えば、栗屋剛は次のように指摘している。「過去、人間は動植物や自然環境を徹底的に改造、利用（ひいては商品化）してきた。いうまでもなく、その改造、利用の手段－強力な手段－はテクノロジーである。テクノロジーは広く欲望充足の手段である。かつて、テクノロジーの直接のターゲットは人間以外の自然環境や動植物だった。しかし、現在、人間そのものがそのターゲットになりつつある」⁶⁾

機械の部品と人体の一部を交換可能な物として同定することには、いささかの抵抗感がある。脳死臓器移植の正当性と臓器商品化の妥当性について、人間存在の尊厳と臓器に伴うスピリチュ

6) 栗屋剛（1999年）『人体部品ビジネス－「臓器」商品化時代の現実－』講談社選書メチエ、7ページ。

アリティ（精神性、霊性）という視点から、批判もできるはずである。ところが、もし筆者に幼子があり、生来の心臓疾患から余命いくばくもなく、早期に移植しなければ助からないと聞かされてもすれば、世界中にドナーを探し求めることだろう。たとえ莫大な借金をしてでも、あるいは誤解を恐れずに言えば、他の子供を犠牲にしてでも、鮮度の高い心臓を確保しようとするのではないか。

現時点において、筆者は脳死臓器移植に対して心情的に相容れないものがあるし、心臓死という伝統的な死の理解を踏み越えることにも違和感があるし、他人の臓器を買い取ってまで生きることが本当に適正と言えるのか分らない。一方の生存期間を延長するために、他方の生存期間を短縮してよいのかどうか、合点がいけない。臓器の取り扱いが人間の本質を変えるかもしれない大問題であるのに、倫理的判断の吟味が不十分なまま、医療の進展の名のもとに、技術と商業に引っ張られてしまっている拙速さについても懸念がある。だが、立ち位置によっては、臓器移植の正当性を積極的に主張することになるかもしれず、今はただ判断を留保するしかない。

6. 人工的人間の誕生

アンドリュー・ニコル監督の作品に『ガタカ』（1997年、アメリカ）という印象的な映画がある。ちなみにGattacaとはDNAの基本塩基であるguanine, adenine, thymine, cytosineの頭文字から取られた造語であるらしい。遺伝子工学が発達した近未来社会では、人間の才能は遺伝子の優劣においてのみ判断され、その将来の道筋もあらかじめ決定される。出生前に遺伝子操作が行われ、これによって誕生した人間は「適正者」であり、生まれながらに優れた知力と体力と容貌を備え、社会の指導層となる。自然出産によって誕生した人間は「不適正者」と呼ばれ、諸々の可能性を閉ざされて生きることになる。主人公ヴィンセント・アントン・フリーマンは出生時に寿命30年と診断された不適正者であり、将来への見込みがないものとして育てられた。自らも生来の劣等感に苛まれて生きていた。ところが、あることをきっかけにして上昇志向が芽生え、適正者ジェローム・ユージーン・モローの生体IDを得ることによって適正者に成りすまし、念願のガタカ航空宇宙局に入り宇宙飛行士を目指す。もちろん、ヴィンセントの夢がスムーズに実現されるわけではなく、波乱の展開となる。この映画はスタイリッシュなイメージを特徴としているが、描かれている内容は遺伝子情報による厳格な差別の構造であり、おぞましい。社会が整然と区分されて構成されているある種の美しさと、一つの尺度（遺伝子の優劣）によってのみ人間を判断する社会の残酷さとのコントラストが鮮烈である。もちろん、これはフィクションなのだが、私たちの社会の方向性と全く相容れない話ではない。

1990年に本格的に始動したいわゆる「ヒトゲノム計画」（Human Genome Project）は、全シーケンスの解読を完了するまでに至った。今後は、ヒトゲノムのデータベース化も進むことが予想される。これによって、個人の自己決定による自発的な優生学的処置が行われるようになるかもしれないし（草の根優生学）、生得的な性質である人間の遺伝子情報に基づいた差別や抑圧が引き起こされる危険性もある。最も現実的であるのは、遺伝子技術と生殖技術を組み合わせ、望み通りの子供を作ろうとするデザイナー・ベビーの構想であろう。私たちは受精卵の段階で遺伝子操作を行うことによって、親が希望する知能、体力、外見を備えた子供を作ることができる。あるいは、遺伝学や脳科学の成果を用いて、精神的にも身体的にも機能の増強（能力の更新）を図ることができる。これはエンハンスメント（Enhancement）と呼ばれる、ある種の人間改造である。こうした傾向について、ロビン・ベーカーは次のような警鐘を鳴らしている。

「形質として発現していない劣性遺伝子を持つ人を、保因者^{キャリア}という（病気などとして発現するのは優生遺伝子）。保因者自身は健康体であっても、劣性遺伝子を受け継いだ子孫が発病する恐れがある。我々は誰もが、こうした劣性遺伝子を保有している可能性があるが、現在はそのことが分からないだけである。しかし未来のテクノロジーは、遺伝情報を生殖相手選びの重要な判断基準にするかもしれない。遺伝子を判断基準にするのも、容姿を判断基準にするのも、優生学的という点では同じである。すでに、染色体異常のある胎児^{バンク}を中絶することは行われているが、これなどまさしく優生学的だ。精子銀行が提供された精子を検査するのも同じことである。こうした中絶や精子の検査は、一般的に行われていることではない。しかし、多くの人々が指摘するように、今日行われている優生学的措置の内容は、かつての米国やナチス・ドイツをはるかに上回るレベルのものである」。⁷⁾

エンハンスメントは増強、増進という意味であり、歯列矯正、視力矯正（レーシック）、美容整形、筋肉増強剤の使用、成長ホルモン剤の使用、向精神薬の使用ということにおいても適用される考え方である。人体改造と聞くと特異なものをイメージするが、実際は一般的に運用されている。マイケル・サンデルはエンハンスメントを可能にする遺伝子技術の功罪について、次のように述べている。「遺伝学の画期的な発展は、希望と窮状の両方をわれわれにもたらしている。その希望とは、われわれを苛む多くの疾病の治療や予防が間もなく可能になるかもしれないことである。他方、その窮状とは、筋肉や記憶や気分の改善、子供の性別や身長その他の遺伝的形質の選択、身体能力や認知能力の改良、「健康以上」の状態になることなど、遺伝学上の新たな知識がわれわれ人間の本性の操作を可能にするかもしれないことである。多くの人々は、少なくともある種の遺伝子操作に対しては、心穏やかならざるものを感じている」。⁸⁾

遺伝子操作やクローニングによってデザインされた子供を生み出すことは、正しいことなのか。エンハンスメントによって意図的にパーフェクトな人間を作り出すことは、正しいことなのか。こうした問いに対して、どのように答えればよいのだろうか。サンデルは、人間には生来「自律の権利」があるという観点から、次のような見解を示している。「クローニングが不正であるのは、それが子どもの自律の権利を侵害するからだ」と主張する人がいる。親が子どもの遺伝子組成を事前に選択すると、生まれてくる子どもに対して、すでに亡くなってしまった人を投影した人生を託すことになるので、子ども自身の開かれた未来に対する権利が侵害されてしまうというのである。この自律を根拠とした反論は何もクローニングだけではなく、親が子どもの遺伝的性質を選択することを可能にするあらゆる生物工学的手段に対しても、適用することができる。この反論に従えば、遺伝子操作の問題点は、「デザイナー・チルドレン」が完全には自由でないというところにある。すなわち、たとえ子どもにとって望ましい遺伝子増強^{エンハンスメント}（例えば、音楽の才能や運動能力^{エンハンスメント}の強化）であっても、それはある特定の人生を歩むように子どもを差し向けることになる。こうして、子どもの自律は損なわれ、自らの人生計画を自分で選ぶ権利が侵害される」。⁹⁾

さらにサンデルは「被贈与性の倫理」を持ち出して過度なエンハンスメントを牽制し、プロテスタント神学者のウィリアム・メイ¹⁰⁾が提唱する「招かれざるものへの寛大さ」に拠りつつ、

7) ロビン・ペーカー（2000年）、前掲書、220-221ページ。

8) マイケル・サンデル著、林芳紀・伊吹友秀共訳（2010年）『完全な人間を目指さなくてもよい理由－遺伝子操作とエンハンスメントの倫理－』ナカニシヤ出版、8ページ。

9) 前掲書、9ページ。

10) ウィリアム・メイの考え方については、土井健司（2010年）「第7章 忘却されし者へ眼差しを－バイオエシックス・人間愛・キリスト教－」、小松美彦・香川知晶編『メタバイオエシックスの構築－生命倫理を問う－』NTT出版、特に190-192ページを参照されたい。

以下のような主張を展開している。少し長くなるが、重要な示唆が含まれているので全て引用しておく。「被贈与性の倫理はスポーツでは落城の危機に瀕しているものの、子育てという営みの中では今なお命脈を保っている。だが被贈与性の倫理は、ここでもまた生物工学や遺伝子増強^{エンハンスメント}によって追放されるという脅威に見舞われている。子どもを贈られもの (gift) として理解することは、子どもをそのあるがままに受けとめるということであり、われわれによる設計の対象、意志の産物、野心のための道具として受け入れることではない。子どもが偶然持ち合わせた才能や属性によって、親の愛情が左右されることはない。確かにわれわれが友人や配偶者を選ぶときには、魅力的と感じられる性質に基づいて選択がおこなわれる側面もなくはない。だが、われわれが自分の子どもを選ぶということはない。子どもの性質は予測不可能であり、親がどれだけ念入り事を進めようとも、自分の子どもがどんな子どもなのかについて完全に責任を取ることはできない。だからこそ、子どもの親であることは、他のどのような人間関係よりも、神学者ウィリアム・F・メイの言う「招かれざるものへの寛大さ (openness to the unbidden)」を教えてくれるのである。メイの含蓄に富んだ言葉が意味しているのは、支配や制御への衝動を抑制し、贈られものとしての生という感覚を呼び覚ますような、人柄や心持ちである。それは、われわれに以下の事柄を教えてくれる。すなわち、エンハンスメントに対するもっとも根源的な道徳的反論は、エンハンスメントの先にある人間の完全化よりも、エンハンスメントが体現したり促進したりする人間の性向に向けられている。問題となるのは、親が設計によって子どもの自律を奪うことではない（設計されなければ、子どもが自分の遺伝的形質を自ら選び取れるというわけでもなかろう）。むしろ、問題の所在は、設計をおこなう親の傲慢さ、生誕の神秘を支配しようとする親の衝動のうちに認められるのである。むろん、このような性向があるからといって、親が子どもに対して暴君のように振る舞うことにはならないのかもしれない。だが、こうした性向によって親と子の関係は汚され、招かれざるものへの寛大さを通じて育まれるはずの謙虚さや人間に対する幅広い共感能力が、親から奪い取られてしまうのである」¹¹⁾

遺伝子技術を発展させるバイオテクノロジーの研究は、私たちに素晴らしい未来を与えてくれるかもしれない、その劇的な可能性に賭けたいと願うことは間違っていないと思う。ただし、そのためには、遺伝子技術がもたらす社会的な影響や、その倫理的な意味が絶えず問われねばならない。また、個人の最大のプライバシーとなる遺伝子情報の取り扱いについても、厳重な注意が求められるだろう。このような課題を考える上で参照に値するのは、アメリカの非営利市民団体CRG (The Council for Responsible Genetics) が作成した「遺伝子権利章典」である。重要な提言が含まれているので、以下の通り、内容を紹介しておこう¹²⁾。

- 一、すべての人は、地球の生物学的・遺伝的な多様性を保護する権利を有する。
- 二、すべての人は、人間、動物、植物、微生物およびそれらのすべての部分を含む生物が許化できない世界を持つ権利を有する。
- 三、すべての人は、遺伝子組み換えされていない食料を手に入れる権利を有する。
- 四、すべての先住民族は、彼ら自身の生物資源を管理し、彼らの伝統的知識を保存し、科学上の利害関心、企業の利害関心および政府の利害関心による没収と略奪行為からこれらを保護する権利を有する。

11) マイケル・サンデル (2010年)、前掲書、49-50ページ。

12) 以下はシェルドン・クリムスキー、ピーター・ショレット編著、長島功訳 (2012年)『遺伝子操作時代の権利と自由－なぜ遺伝子権利章典が必要か－』緑風出版より引用した。

- 五、すべての人は、彼らと彼らの子孫の遺伝子構成を損なう可能性のある毒素、他の汚染物質または活動から保護される権利を有する。
- 六、すべての人は、強制された不妊・断種から保護される権利、または選択された胚や胎児を中絶または操作することを目的とする強制的な遺伝子スクリーニングのような優生学的手段から保護される権利を有する。
- 七、すべての人は、彼らの自発的なインフォームド・コンセントなしに遺伝情報を得るために身体の一部を採取または保管されることを防ぐ権利を含む遺伝的プライバシーに対する権利を有する。
- 八、すべての人は、遺伝子差別を受けない権利を有する。
- 九、すべての人は、刑事手続きにおいて自らを守るためにDNA鑑定を受ける権利を有する。
- 十、すべての人は、遺伝子操作されずに身ごもられ、懐胎され、生まれる権利を有する。

果して、人間を決定するのは「生まれnature」（遺伝）なのか、それとも「育ちnurture」（環境）なのか。筆者は遺伝形質の重要性を理解しつつも、能力の向上においては環境要因の影響も大きいと考える。いずれにせよ、自己決定権に潜在する個人の欲望（欲得）に基づく優生学的処置は慎重に検討されねばならない。一般的な意味において、個人のひたむきな努力が実る世の中でなければならない。人間の改造を強引に続けていくと、やがて「現代のキマイラ」を生み出すことになるにちがいない。

7. 生命への畏敬

これまでの議論をまとめるためには、以下のキンブレルからの引用が妥当であろう。「私たちは人間の臓器や組織、遺伝子に手を加え、それをほかの動物に移植することで、人間とそれ以外の動物との境界を曖昧なものにしている。生命を操作し、特許化し、クローン化することで、生命と機械との境界を消しつつある。胎児や新たな定義に基づく「脳死者」から幹細胞のような人体組織をより効率的に「収穫」しようと急ぐあまり、従来の生と死の概念を混乱に陥れている。体外受精、卵子や精子の提供、代理母契約による不妊治療を追求した結果、誰が母親で誰が父親かを定める明確なラインは、もはや存在しなくなっている。胎児の遺伝的な「異常」を診断することで、優生学的な判断を振りかざし、生きるに値する生命の条件を決めつけている。動物やヒトの遺伝子、細胞、胚などの生命の一部を特許化し、共通財産であるはずの生命を企業の所有する商品に変えている。人体部品の市場を開拓し、出産をめぐる契約を認めることで、生物学的な奴隷制度を生み出し、経済的に選択権を奪われた人びとを、かけがえのないものを売らせる行為へと走らせている。かつては「神聖なもの」とされた人間のからだそのものが、生物産業時代の原材料へと急速に変化しつつある。人体はいまや商品になってしまったのである」¹³⁾

筆者は、このような傾向を助長している価値観が近代的な自己決定権にあると考えており、その行き過ぎについて批判的に述べてきた。秋葉悦子によれば、自己決定権を最高原理とする「個人主義生命倫理」に対して、ヒポクラテスに起源を有する伝統的な生命観、人格の尊厳を最高原理とする「人格主義生命倫理」が求められるべきであると主張される¹⁴⁾。それは実在論とトマス

13) アンドリュウ・キンブレル（2011年）、前掲書、14ページ。

14) 秋葉悦子（2010年）『INITIUM VITAE－「人」の始まりをめぐる真理の考察－』毎日アースデイ、同（2014年）『人格主義生命倫理学－死にゆく者、生まれてくる者、医職の尊厳の尊重に向けて－』（長崎純心レクチャーズ第14回）創文社を参照。

主義カトリック倫理学に依拠した「存在論的人格主義」を基調とし、人格を精神と身体の一合と捉えて、精神の具現化として身体価値を説く立場である。

このような問題意識を持って、積極的な議論を展開しているのがバチカンである。例えば、教理省が『中絶に関する宣言』（1974年）、『初期の人の生命の尊重と生殖の尊厳』（1987年）、『人格の尊厳：生命倫理のいくつかの問題について』（2008年）を、生命アカデミーが『クローニングに関する考察』（1997年）、『ES細胞の作成と科学的・治療的使用に関する宣言』（2000年）、『国際的な議論におけるクローニングの禁止（科学的、倫理的、法的側面）』（2003年）、『着床前の段階のヒト胚（科学的側面および生命倫理的考察）』（2006年）を、国務省が『ヒトクローン個体産生禁止に関する国際協議に向けて』（2004年）を相次いで出している。とりわけ画期的と評価されたローマ教皇ヨハネ・パウロ2世の回勅『いのちの福音』（1995年）¹⁵⁾では、最も基本的な原則として「卵子が受精したときから、新たな人の生命が始まる」ことが確認されている。その中で、現代遺伝学はこの不変の事実と貴重な確証を与えたものとして評価されている。また、人は「身体と精神の全体であり統合」であり、身体的に新たに存在し始めた初期胚には、すでに spiritual soul が宿っていると主張されている。したがって、バチカンの公式見解では、人は受精の時から「人格」として扱われるべきであり、また「不可侵の生きる権利」が認められなければならない。その観点から、生殖目的クローニングの是非は厳しく問われることになる。2004年9月27日に発表された「人クローン個体産生禁止に関する国際協議に向けて－人クローン作成に関する聖座の見解－」¹⁶⁾では、そのことが顕著になっているので、以下に引用しておきたい。

1 聖座は、人類に恩恵をもたらす科学研究を支持し推進することが必要であると確信している。したがって、聖座は、病気の治癒と、すべての人の生活の質の改善を目指して医学・生物学の分野で行われる探究を心から奨励する。ただしそれは、こうした探究が人間の尊厳を尊重する限りにおいてである。このような尊重は、人間の尊厳に反するいかなる研究も倫理的に受け入れないことを求める。

6 生殖目的クローニングを国際的に禁止する必要については、科学者、哲学者、政治家、人道家の合意がある。生物学的観点からみると、クローニングによって作成したヒト胚を出生させることは、人類という種を危険にさらす。無性生殖は、通常の遺伝子において各個人のために独自の自分のゲノムを作り上げるために行われる、遺伝子の「混ぜ合わせ」を行わないために、遺伝子型をある特定の配置に恣意的に固定する。そこから、人類の遺伝子給源に、悪い遺伝的影響がもたらされることが予想される。それはまた、クローン個体を、けっしてさらしてはならない危険にさらすことになる。人間論的な観点からみても、大多数の人が、クローニングが人間の尊厳に反することを認めている。実際、クローニングは、人間のいのちを生み出すとはいっても、それは純粋に畜産学のレベルでの実験操作によって行われる。この人は、他の人間の「コピー（複製）」（たとえなんなる生物学的コピーであっても）としてこの世に生まれてくる。たとえその人が存在論的に独自で、尊重すべき存在であっても、クローン人間を世に生み出す方法によって、その人は、同じ人間ではなく、人間の製作物として見られる。独自の個人ではなく、誰かの代わりとして

15) ヨハネ・パウロ2世著、裏辻洋二訳（2008年）『回勅 いのちの福音』（ペトロ文庫）カトリック中央協議会。

16) 「人クローン個体産生禁止に関する国際協議に向けて－人クローン作成に関する聖座の見解－」（<http://www.cbcj.catholic.jp/jpn/doc/pontifical/clone/clone.htm>）より転載。

見られる。その人自身のためのものではなく、誰か別の人の道具として見られる。そして、人類の歴史の中で起こるかけがえのない出来事ではなく、交換可能な消費の対象としてみなされることになる。したがって、クローニングは、本質的に、人間の人格の尊厳を軽視するものである。

テクノロジーがマーケットに翻弄され、下り坂から転げ落ちて、生命や人体をなし崩し的に扱わないようにするためには、「人格の尊厳」という道標を見失わないようにしなければならない。さらに、生かされて生きるという人間存在の本源的な謙虚さにも、立ち返る必要があると思う。ここで、アルベルト・シュヴァイツァーの「生命への畏敬」(Ehrfurcht vor dem Leben) 概念が手助けになる。シュヴァイツァーは次のように述べている。「『生命への畏敬』とは何か、そしてそれはいかにしてわれわれのうちに生じるのか？…実際、意識の最も直接的な事実、内容をもっている。思うとは、何事かを思うことである。人間の意識の最も直接的な事実、それは、生きようとする生命にとりかこまれて、生きようとする生命である」ということである。自分および自分のまわりの世界について考えるあらゆる瞬間に、人間は自分を、生への意志にとりかこまれた生への意志として把握するのである」¹⁷⁾

生命への畏敬は、生命活動そのものが最も直接的な事実であるという自覚に由来する。その事実は空間的にも時間的にも直観される。すなわち、自己は生きようとする他者の生命の意志に取り囲まれる空間において、生命活動を成り立たせるのである。そして、自己の生命は他者の生命から生まれ出て、次には他者の生命を自己の内から生まれ出でさせるという時間においてある。要するに、私たちの生命は、生命現象の全体的な流れの内なる一つの生命なのである。この流れからは誰も孤立できない。端的には、私は生命の連鎖のただ中にいるのである。したがって私は生命活動全体へと奉仕し、それと結びつく責任がある。金子昭の解釈によれば、シュヴァイツァーの言うLebenは単に生物学的な生命だけを指しているのではなく、有機的・意志の本質を持った世界そのものを表現しているとされる（生の哲学）¹⁸⁾。また、vor dem Lebenの定冠詞が与格であることに注目すると、日本語では「生命への」と訳してはいるが、厳密には「生命を前にした」「生命の前にあって」と解されるべきであるとされる¹⁹⁾。筆者も、この解釈は妥当であると考える。

私たちはありのままに与えられた命に対して感謝して喜び、讚美し、先ずは敬意を払わねばならない。命への敬意なしに、他者への尊重はあり得ない。他者への尊重なしに、倫理はあり得ない。生かされて生きることを前に自覚した時、圧倒的な生命の連鎖のただ中にいると分かった時、私たちは厳粛な態度になるはずである。そして生きていることがより深く自覚されればされるほど、これまで存在していなかったことが、これから存在しなくなってしまうことが、すなわち死滅への恐怖が湧き上がってくるはずである。生命の有限性＝死の確実性に恐怖してはじめて、本当に生は畏れ多いものとなる。生きるということへの献身があつて、倫理は成り立つのである。筆者は「生命への畏敬」という概念を、以上のように捉えたい。そして、こうした発想による生命操作技術への掣肘に望みを託したいと思う。

17) アルベルト・シュヴァイツァー著、竹山道雄訳（1961年）『わが生活と思想より』（シュヴァイツァー選集 2）白水社、168ページ。

18) 金子昭（1995年）『シュヴァイツァーその倫理的・神秘主義の構造と展開－』白馬社、264-265ページを参照。

19) 前掲書、274-275ページを参照。

【参考文献】

- 栗屋剛（1999年）『人体部品ビジネス－「臓器」商品化時代の現実－』講談社選書メチエ。
- ロビン・ベーカー著、村上彩訳（2000年）『セックス・イン・ザ・フューチャー－生殖技術と家族の行方－』紀伊国屋書店。
- 秋葉悦子（2005年）『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理－ヒト胚の尊厳をめぐる－』知泉書館。
- 池田清彦（2006年）『脳死臓器移植は正しいか』角川ソフィア文庫。
- 香西豊子（2007年）『流通する「人体」－献体・献血・臓器提供の歴史－』勁草書房。
- 村上喜良（2008年）『基礎から学ぶ生命倫理学』勁草書房。
- 秋葉悦子（2010年）『INITIUM VITAE－「人」の始まりをめぐる真理の考察－』毎日アースデイ。
- マイケル・サンデル著、林芳紀・伊吹友秀共訳（2010年）『完全な人間を目指さなくてもよい理由－遺伝子操作とエンハンスメントの倫理－』ナカニシヤ出版。
- アクセル・カーン著、林昌宏訳（2011年）『モラルのある人は、そんなことはしない－科学の進歩と倫理のはざま－』トランスビュー。
- アンドリュー・キンブレル著、福岡伸一訳（2011年）『すばらしい人間部品産業』講談社。
- スコット・カーニー著、二宮千寿子訳（2012年）『レッドマーケット－人体部品産業の真実－』講談社。
- 秋葉悦子（2014年）『人格主義生命倫理学－死にゆく者、生まれてくる者、医職の尊厳の尊重に向けて－』（長崎純心レクチャーズ第14回）創文社。
- 黒崎剛・野村俊明編（2014年）『生命倫理の教科書』ミネルヴァ書房。